

1854(安政元)年江戸・芝露町に生まれ、1911(明治44)年に第7代日本銀行総裁、1921(大正10)年に第20代内閣総理大臣に就任し、1936(昭和9)年に発生した2・2・6事件によって凶弾に倒れ、亡くなつた高橋是清が特許制度の日本への導入に力を注ぎました。

1874(明治7)年是清は、著作権について外国人から相談を受けました。その相談とは、当時外国人にはいわゆる治外法権が存在し、日本の法律は彼らには及ばず、それゆえ保護の途もないとのことでした。「外

初代特許庁長官「高橋是清」

ぶことができます(連携)。(3)さらに技術やブランドが自分のものであることを証明することで資金調達やM&Aの際に企業価値を裏付けることができます(信用)。

しかしこの知財を戦略的に利用している中小企業は少ないのではないかでしょうか。知財をもつと身近に感じてもらえるように知財の歴史について今月号と次月号でお話したいと思

歴史は形を変えて繰り返す! 歴史に学ぶ企業経営

知的財産権の歴史と 令和時代の知財戦略

(その壱)

知的財産権（以下「知財」という）とは、知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度です。「特許権」・「実用新案権」・「意匠権」・「著作権」・「商標権」などがあり、知財を戦略的に利用することで次の3つのメリットを受けられます。⁽¹⁾アイデア・デザイン・ブランドを誰かが真似した場合、差し止め損害賠償の請求をすることがあります（独占）。

②また大企業や他の中小企業等と連

戦略的な知的財産権の利用 1

戦略的な知的財産権の利用

6 5 4 日本で最初の特許・意匠・商標 日本の十大発明家の一人「豊田佐吉」 令和時代の知財戦略

3 **2** **1**
戦略的な知的財産権の利用
初代特許庁長官「高橋是清」
不平等条約改正の実現

臣となつた井上馨が是清に、外国から輸入した新式の機械を保護するため、初めて輸入したものに專売特許を与えるような法律を作るよう指示をしました。しかし是清は、「条约改正において日本から外国に求めるべき事は多いが、外国から日本に求めるものは少ない。発明の保護は

3 不平等条約改正の実現

國人は、日本人が外國品を真似たり
商標を盜用したりして、模造品を舶
來品のようにして販売していること
を非常に迷惑に思つてゐる。米国で
は発明・商標・版權の3つを知能的
財產と称して最も重要な財產として
いる。日本でも發明・商標を保護す
る必要がある」と聞いた是清は、工
業所有權の重要性を大いに感じ、研
究を進めました。

以後、商標制度・特許制度の制定
に尽力し、幾多の困難を乗り越えて
1884(明治17)年自ら商標登録所
長となり商標条例を發布しました。
また、特許制度についても翌年の1
885(明治18)年専売特許所長を兼
務して専売特許条例を制定しました

A stylized, light-colored portrait of Emperor Meiji of Japan, showing him from the chest up. He has a full white beard and mustache, and is wearing a dark military-style uniform with a high standing collar and a sash. A large, ornate medal or star hangs around his neck.

高橋是清

**中小企業診断士
馬渕智幸 氏**

●プロフィール(マブチ トモヨキ)
中小企業診断士・MBA(経営学修士)
馬渕中小企業診断士事務所 所長
岐阜県富知総合支援窓口
窓口支援専門員
ブッシュ型事業承継支援強化事業
ブロックコーディネーター
会計事務所・銀行・コンサルの3視点から企業の課題を抽出し、事業承継・事業継続につなげる中小企業支援を行っている。



尽力によって知的財産権制度の基盤ができました。次月号では明治時代の知財の活用方法を紹介して、令和時代の経営戦略のひとつとして知財戦略の有効活用を考えます。

歴史は、今を経営する者がより良い事業を展開するために、先人が遺してくれた経営の鑑かがみでもあります。

* 史実は誤説があります。本文とは異なる説もありますのでご了承ください。